

平成 30 年度第 1 回公立大学法人滋賀県立大学経営協議会 議事録

日時・場所：平成 30 年 6 月 11 日（月）13 時 30 分～15 時 50 分 評議会室
出席者：廣川理事長、堺井副理事長、倉茂理事、山根理事、田端理事、
上原委員、大日委員、小出委員、須江委員、築山委員、松田委員
欠席者：なし
事務局：久保田事務局次長、山田総務課長、辻財務課長、吉野経営企画課長、
澤村学生・就職支援課長、藤川教務課長、草川地域連携・研究支援課長、
山内課長補佐、馬淵主任主事

議事に先立ち、廣川理事長より、定款第 18 条第 2 項第 4 号に規定する委員に対して、委嘱状が交付された。その後、委員および事務局職員の自己紹介があった。

【審議事項】

- (1) 平成 29 事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について
理事長、副理事長および各理事より、資料に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。
- (2) 第 2 期中期目標期間における業務の実績に関する報告書（案）について
理事長、副理事長および各理事より、資料に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

〔主な質疑・意見等〕

- ・計画番号 17 について、中期計画では、4 つの研究拠点分野の研究を推進し、成果を取りまとめることとされているが、成果の状況はどうか。
→4 つのテーマのうち、「琵琶湖モデルの構築」については、環境省の「環境研究総合推進費」により、「低炭素地域社会の実現」については、JST の「スーパークラスタープログラム」でエネルギー関連の研究に取り組むなど、それぞれに成果をまとめ、成果報告会を開催している。その他のテーマも設定していたが、本学で研究課題を募集した場合、琵琶湖に関連するものが多くなる傾向にあったため、平成 30 年度にかけて戦略的研究テーマを見直すこととしている。
- ・学生支援に関する中期計画では、体制の整備等が目標とされており、それに則して評価の判断がなされているが、本来は、その整備等によって学生の満足度がどれだけ向上したかなどにより、評価すべきではないか。国際交流の推進に関して、海外への留学等の派遣人数を記載しているように、指標を示すとわかりやすい。
→指標によっては、測定や定量化することが難しいものもある。ただ、第 3 期中期計画においては、数値目標を併せて設定しており、これらの指標を用いて対応していきたい。
- ・国際交流の推進に関して、留学等による海外への派遣人数は記載されていたが、海外からの受け入れの状況はどうか。
→私費留学生、交換留学生等を合わせ、毎年 100 名程度を受け入れているが、第 2 期中期計画期間の当初に比べ、学部生は減少傾向にある。また、近年、サマープログラムにより 10 名前後、アメリカ国務省の CLS プログラムにより 20 名程度の学生を受け入れている。

- ・男女共同参画の推進については、計画の策定、本部の設置を経て、これから取組が本格化するところと思うが、教職員の女性比率などの現状はどうか。

→教員、職員、契約職員等を含めた全体で364名のうち、女性が151名で41.5%を占める。女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画に掲げる30%以上の目標は達成しているが、女性の多くは契約職員で、職種別の女性比率は、教員で29.2%、法人職員で48.5%、県派遣職員で11.5%となっている。また、一般事業主行動計画では、すべての学部で女性教員が従事できることをめざすとの目標も掲げているが、工学部で女性教員の採用に至っておらず、課題であると認識している。

(3) 平成29年度決算および事業報告について

辻財務課長より、資料に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

(4) 公立大学法人滋賀県立大学第3期人事計画の策定について

山田総務課長より、資料に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

〔主な質疑・意見等〕

- ・教員組織と教育組織の分離（教教分離）について、各学部の将来計画・構想の部分で、直接的に触れられていない学部もある。全学的に導入される予定なのか、学部によって適用が変わるのか。

→教教分離については、2020年度から導入するとの方針を示して、各学部の理解を得ており、人事計画も、それを念頭に置いた内容となっている。具体的な体制などについては、今後、仕組みも含めて検討していく。

- ・講師は在職者限りとし、新たに講師の採用は行わないとの記載があるが、どのような意図か。

→法人化した平成18年度には一定数の講師がいたが、「講師」職は必置のものではないため、機動的に分配しようという趣旨から、学長管理枠に充てるなど、整理を進め、現在は3名が在籍するに至っている。

(5) 「反社会勢力への対応の在り方についての方針」の整備について

山田総務課長より、資料に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

(6) 地方独立行政法人法第56条の2第2号に規定する「管理若しくは監督の地位」として、設立団体の規則で定めるものの滋賀県立大学における規定について

山田総務課長より、資料に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

(7) 経営協議会からの理事長選考会議委員の選出について

久保田事務局次長より、資料に基づき説明があった。

協議の結果、学外委員として、小出委員、須江委員、築山委員が選出された。

【報告事項】

(1) 公立大学法人滋賀県立大学定款の変更等について

山田総務課長より、資料に基づき報告があった。

(2) 平成30年度予算執行方針および予算執行計画について

辻財務課長より、資料に基づき報告があった。

(3) 有識者懇談会の設置について

吉野経営企画課長より、資料に基づき報告があった。

【資料配布】

(1) 平成 29 年度卒業・修了者の進路状況等について

(2) 平成 30 年度各入学試験の結果の概要について

【意見交換】

委員より、以下のような意見があった。

- ・民間企業においても、顧客満足度は重要な視点であり、大学に置き換えれば、学生の満足度ということになるが、本日の会議では、そのあたりの状況が十分に見えなかった。
- ・今後の課題として検討いただきたいが、学生にとって、大学の 4 年間で学んだことが社会に出て役立っているか、卒業後 3～5 年後にアンケートを取るなどして、データで示せないか。学生が教員を評価することも必要であり、そのようなデータを出して、経営の観点から、より良い大学になるよう、この会議で議論できないか。
- ・日本の教育では、自立心が、自律も含めて、なかなか育たない。これを養うには、学生に責任を持たせることが必要であり、単に教えるのではなく、自ら考えて発信できる力を育てることが必要である。
→本学には、「人が育つ大学」という開学以来の理念があり、ご指摘の意識は共有している。また、学生の満足度については、授業評価アンケートを実施しており、そのようなデータを整理して、示していきたい。

【その他】

(1) 次回以降の経営協議会開催日程について

吉野経営企画課長より、資料に基づき連絡があった。